

## 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車等を所有している人に対して課税される税です。

令和元年10月1日から導入された「軽自動車税(環境性能割)」と区別して、軽自動車税は軽自動車税(種別割)に名称変更されました。

### ■ 軽自動車税を納める人（納税義務者）

毎年4月1日現在（賦課期日）に、軽自動車等を所有している方です。

割賦販売等で売主が軽自動車等の所有権留保している場合、買主が所有者と見なされます。

### ■ 軽自動車税の税率

#### (1) 原動機付自転車、二輪の軽自動車等

車種区分		税率（年額）
原動機付 自転車	第一種 一般原付 総排気量 50cc 又は定格出力 0.6kW 以下	2,000 円
	第一種 一般原付 総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下	2,000 円
	第一種 特定原付 定格出力 0.6kW 以下	2,000 円
	第二種 乙 総排気量 90cc 又は定格出力 0.8kW 以下	2,000 円
	第二種 甲 総排気量 125cc 又は定格出力 1.0kW 以下	2,400 円
	ミニカー（3輪以上で排気量 50cc 以下）	3,700 円
二輪の軽自動車（排気量 125cc 超 250cc 以下）		3,600 円
二輪の小型自動車（排気量 250cc 超）		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他作業用	5,900 円

#### (2) 軽四輪等（三輪以上の軽自動車）

車種区分			税率			
			平成 27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査をした車両	平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から 13 年を超える車両（重課税率適用）	
軽 自動車	軽三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
	軽 四 輪	乗 用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨 物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	

(3) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課） ※初年度のみ減税

車種区分			税 率			
			電気自動車等(※1)	ガソリン車・ハイブリット車(※2)		
軽減率			概ね 75%軽減	概ね 50%軽減(※3)	概ね 25%軽減(※4)	
軽自動車	軽三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	
	軽四輪	乗用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
			営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	軽四輪	貨物	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
			営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円

※1 電気自動車、天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス規制適合車又は平成 21 年排出ガス 10%低減）

※2 ガソリン車・ハイブリット車は、平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★★)

※3 令和 2 年度燃費基準+30%達成車（貨物用は平成 27 年度燃費基準+35%達成車）

※4 令和 2 年度燃費基準+10%達成車（貨物用は平成 27 年度燃費基準+15%達成車）